

葛飾区 男女平等推進計画 (第5次)

平成29(2017)年度～平成33(2021)年度

概 要 版

葛 飾 区



1 計画の策定にあたって

1. 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成 8 年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成 16 年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第 4 次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第 5 次）」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第 3 条に則ったものです。

第 3 条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第 8 条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第 4 次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第 3 次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画」を包含します。

4 計画の期間

平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 か年とします。

5 計画の背景

葛飾区男女平等推進計画（第4次）策定（平成24年3月）後における区、国、都の主な動きは以下の通りです。

(1) 区の動き

① 葛飾区基本計画（平成25年度～平成34年度）及び葛飾区中期実施計画（平成28年度～平成31年度）における男女共同参画施策の位置付け

基本目標3「豊かな区民文化を創造しはぐくむまちー生涯学習とふれあいー」、政策16「人権・平和・ユニバーサルデザインー区民一人ひとりの人権が尊重され、平和で暮らしやすい社会を築きます」の中で、「すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします」として、男女平等の推進や、配偶者暴力の防止等の内容が盛り込まれています。また、葛飾区中期実施計画（平成28年度～平成31年度）においては、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」「男性の家庭生活への参画支援事業」「配偶者暴力防止事業」の3つが、計画事業として位置付けられています。

② 男女共同参画の視点に立った葛飾区地域防災計画の改正

平成23年3月に発生した東日本大震災で得た教訓を、防災・災害時における各種取組に反映させるため、平成24年9月に、国の「防災基本計画」が改正されました。また、葛飾区でも、想定される被害や課題に対応するべく、平成25年9月に「葛飾区地域防災計画」を改正しました。「要配慮者・男女のニーズへの配慮」を対策の視点とし、「①男女のニーズを踏まえた物資の確保、避難所スペースの配置」、「②防災市民組織等への女性参画」の2点を、新たに内容に盛り込みました。

③ 葛飾区男女平等推進センターの動き

葛飾区男女平等推進センターでは、従来の男女平等推進事業に加えて、新しい様々な事業にも取り組んできました。講座・講演会においては、平成24年度から、固定的性別役割分業意識にとらわれない職業観の育成を目的とした進路選択に関する講座を開催し、仕事と生活の調和への取組では、平成25年度から、区内企業へ社会保険労務士を派遣して育児・介護休業法に適合するよう就業規則の改正等を行う、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業を開始しました。また、配偶者暴力防止への取組として、平成26年4月に、配偶者暴力相談支援センター業務を開始しました。

④ 関連する各分野計画の改正

平成26年度、平成27年度には、福祉、子育て、健康に関する多くの計画が策定・改定されました。これらの関連分野計画には、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などの仕事と生活の調和に関わる施策や、健康診査の実施等を通じた生涯にわたる健康支援などに関する施策が含まれます。

【関連分野計画】

- 「葛飾区職員仕事・子育て生きいき計画」（特定事業主行動計画）（平成28年度～平成32年度）
- 「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～平成31年度）
- 「第6期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成27年度～平成29年度）

- 「第4期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」(平成27年度～平成31年度)
- 「第4期葛飾区障害福祉計画」(平成27年度～平成29年度)「葛飾区障害者施策推進計画」(平成24年度～平成29年度) ※障害者施策推進計画は第4期葛飾区障害福祉計画に合わせての改定
- 「葛飾区教育振興基本計画」(平成26年度～平成30年度)
- 「かつしか健康実現プラン」(平成26年度～平成30年度)

(2) 国の動き

① 女性活躍推進法成立と「第4次男女共同参画基本計画」の策定

国では、少子高齢化による労働力人口減少が進む中、「女性の活躍」を成長戦略の柱に位置付け、女性活躍の推進に向けて取組を進めています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)は、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、平成27年8月に制定されました。同法の規定では国や地方公共団体、従業員301人以上の企業に対して、女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、行動計画の策定、情報の公表を義務付けています。(平成28年4月1日施行)

また、平成27年12月に策定された「第4次男女共同参画基本計画」の内容構成は、以下の通りです。

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	あらゆる分野における女性の活躍	①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
		②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
		④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
		⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現	⑥生涯を通じた女性の健康支援
		⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
		⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
		⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
		⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV	推進体制の整備・強化	国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施、地方公共団体や民間団体等における取組の強化

② 女性に対する暴力防止の動き

女性に対する暴力防止についても、さまざまな取組が進められています。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、法律婚または事実婚の配偶者(婚姻関係を解消した場合の元配偶者も含む。)だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされるよう、法改正が行われました。(平成26年1月3日施行)

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正では、被害者から拒まれたにもかかわらず、連続して電子メールを送信する行為が、新たな規制対象となり、(平成25年10月3

日施行、ただし連続メールに係る規制は7月23日施行) さらにその後の改正で、SNSを用いたメッセージ送信等を行うことなども新たな規制対象になりました。(平成29年1月3日施行)

そして、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ被害防止法)により、私的に撮影された性的な画像等を、撮影対象者の同意なく、インターネット等に公表する行為が規制されるようになりました。(平成26年11月27日施行。ただし、罰則規定は12月17日施行、プロバイダ責任制限法の特例は12月28日施行)

③ 防災・災害復興における女性の参画

東日本大震災の教訓を踏まえ、防災及び災害・復興時における男女共同参画の重要性が認識され、「防災基本計画」に男女共同参画の視点が盛り込まれました(平成24年)。これを受け、各自治体の「地域防災計画」において男女共同参画の視点から見直しが行われています。

④ 職場における差別的扱いやハラスメントの防止

雇用における男女の均等な機会と待遇確保に向けて、男女雇用機会均等法施行規則の改正が行われ、間接差別となりうる措置の範囲の見直しが行われるとともに、職場におけるセクシュアル・ハラスメントには、同性に対するものも含まれることを明示しました。(平成26年7月1日施行) さらに平成28年3月には「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」が改正され、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについて、防止措置を講じることが事業主に義務付けられました。(平成29年1月1日施行)

⑤ 仕事と家庭が両立できる社会の実現に向けた雇用環境の整備

「育児・介護休業法」が改正され、介護休業の分割取得や子の看護休暇・介護休暇の半日単位の取得が可能になり、育児休業・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されるなど、両立支援制度の見直しがありました。(平成29年1月1日施行)

(3) 都の動き

「東京都男女平等参画推進総合計画(仮称)」の策定

東京都は、「男女平等参画のための東京都行動計画」の改定にあたり、女性の活躍推進の視点を追加・充実させた「東京都女性活躍推進計画」を策定し、さらに当該計画と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を合わせた「東京都男女平等参画推進総合計画(仮称)」を平成29年3月に策定する予定です。内容構成は、以下の通りです。

東京都男女平等参画推進総合計画(仮称)	主な取組の方向性	
	東京都女性活躍推進計画	東京都配偶者暴力対策基本計画
	①働く場における女性の活躍	①配偶者暴力対策
	②女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現	②性暴力被害者に対する支援
	③多様な人々の安心な暮らしに向けた支援	③ストーカー被害者に対する支援
		④セクシュアル・ハラスメントの防止
		⑤性・暴力表現等への対応



2

計画の内容

目 標

課 題

目 標 ①

男女平等意識を持ち、
あらゆる分野への
男女共同参画を推進します



① 男女平等の意識づくりと理解の促進

② 男女の参画推進

目 標 ②

すべての人が生き生きと
暮らすための支援を
充実します



① 仕事と生活の調和の推進

② 健康支援

③ 生活上の困難な状況を解消するための取組促進 **新規**

目 標 ③

人権が尊重される
社会づくりに
取り組みます



① あらゆる暴力の根絶

② 多様性の尊重 **新規**

男女平等・男女共同参画の
実現に向けた推進体制

① 推進体制の強化に向けた取組

② 国・東京都との連携

施策の方向

①学校等における男女平等教育の推進

②男女平等の意識づくりと情報提供

③男性の家庭生活への意識啓発と参画支援 **重点**

①政策・方針決定過程への女性の参画拡大

②地域活動における男女共同参画の推進

③防災・まちづくりへの男女共同参画の推進 **新規**

①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

②企業の労働環境改善に向けた支援

③女性の職業生活継続のための支援

④仕事と子育て・介護等との両立支援

①性と生殖に関する啓発と10代への健康支援

②生涯を通じた健康支援

①自立と安定した暮らしに向けた環境整備 **新規**

①配偶者暴力の未然防止と早期発見の取組

②相談体制の充実

③被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組

④性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた取組

⑤メディアにおける男女の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

①多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり **新規**

①男女平等推進センター機能の充実

②区・区民・民間団体間の連携・協働 **重点**

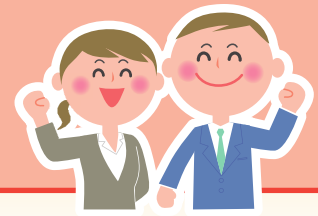
葛飾区女性活躍推進計画

葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第3次）

目標

1

男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します



誰もが性別に関わりなく、自らの意思によって個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できる社会の実現を目指します。

課題① 男女平等の意識づくりと理解の促進

施策の方向①

学校等における男女平等教育の推進

学校等において子どもたちが男女平等について考える機会を設け、男女平等意識の形成に取り組みます。また、教員や保育士を対象とした研修を行い、男女平等教育の推進につなげます。
《計画事業》 学校での人権教育の推進、男女平等教育を進めるための教員研修 など

施策の方向②

男女平等の意識づくりと情報提供

講座・講演会の開催や啓発誌の発行、男女平等推進センターでのイベント等を通じて、区民の男女平等意識を高めます。また、区職員の昇任時といった機会を捉え、男女平等を含む人権全般の研修を実施することにより、職員自ら男女平等意識の向上に努めます。
《計画事業》 男女平等に関する講座・講演会、パルフェスタ（男女平等推進センターまつり） など

施策の方向③

重点

葛飾区女性活躍推進計画

男性の家庭生活への意識啓発と参画支援

家事・育児・介護などの家庭責任の多くを女性が担っている現状に対し、男性も女性と協力してこれらを担うことを目指し、男性対象講座の開催や男性向け冊子の発行、その他家庭生活に関わる取組を実施し、男性の家庭生活への意識啓発及び参画を促進します。
《計画事業》 男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発、男性向け冊子の作成、育児学級（2か月児・5か月児） など

課題② 男女の参画推進

施策の方向①

葛飾区女性活躍推進計画

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

区の政策・方針決定過程の一つである審議会や委員会などにおける女性の登用促進に取り組み、その状況を公表します。また、区の女性職員を対象としたキャリア形成支援等に取り組み、その個性と能力の発揮につなげ、区政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

《計画事業》 審議会等への女性の積極的な登用、葛飾区女性職員活躍推進計画第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進 など

施策の方向②

地域活動における男女共同参画の推進

自治町会やPTAなど、地域で活動する団体を対象として、講座の共同企画や講師の派遣を行い、地域における男女共同参画を推進します。

《計画事業》 企画講座（地域団体向け）、家庭教育応援制度

施策の方向③

新規

防災・まちづくりへの男女共同参画の推進

防災に関わる講座を実施し、防災市民組織等への女性参画の重要性など、男女平等の視点に関する課題について参加者とともに考え、防災まちづくりにおける男女共同参画を進めます。

《計画事業》 防災に関わる講座

目標

②

すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します



仕事と生活の調和が図られ、男女がともに健康で充実した職業生活、家庭生活、社会生活を送ることができる社会の実現を目指します。

課題① 仕事と生活の調和の推進

施策の方向①

葛飾区女性活躍推進計画

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

男女がともに、それぞれの希望に応じて、仕事と子育て・介護・地域活動等の調和を図り、健康で充実した生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会等を実施します。

《計画事業》 ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会、葛飾区職員次世代育成支援計画第三期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進 など

施策の方向②

葛飾区女性活躍推進計画

企業の労働環境改善に向けた支援

企業に対するワーク・ライフ・バランスの支援として、労働環境改善に向けた就業規則の改正等を行うアドバイザーの派遣や、セミナーの開催、事業所向け情報誌の発行等を行います。

《計画事業》 ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業、企業向けセミナー、事業所向け情報誌の発行

施策の方向③

葛飾区女性活躍推進計画

女性の職業生活継続のための支援

女性の職業生活の継続のための支援として、区民に向けて、就職や労働に関する講座やセミナーなどを開催します。また、固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成として、学生や保護者に向けた進路選択講座を開催します。そして、区職員を対象としたキャリア形成支援等も実施します。

《計画事業》 女性のためのしごと相談、キャリアアップ支援講座 など

施策の方向④

葛飾区女性活躍推進計画

仕事と子育て・介護等との両立支援

待機児童解消に向けた認可保育所や小規模保育事業所等の整備や、高齢者の在宅生活を支援するサービスなどを通じて、家庭や地域における多種多様なニーズに応え、仕事と子育て・介護等との両立支援につなげます。

《計画事業》 保育園等の多様な保育サービスの充実、在宅高齢者福祉サービス など

課題② 健康支援

施策の方向①

性と生殖に関する啓発と10代への健康支援

女性が妊娠・出産などについて自ら意思決定できるよう、講座による啓発や、当事者へ各種支援を実施します。また、学校において、子どもの成長段階に応じた性教育を実施します。

《計画事業》 母子健康手帳の交付（10代への支援）、妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～ など

施策の方向②

生涯を通じた健康支援

男女ともに生涯を通じて健康に暮らせるように、健康診査などを通じて病気の予防や早期発見を行います。また、主に妊娠・子育て期にある女性に対し、相談事業等を通じてこころの健康を支援します。

《計画事業》 特定健康診査、妊婦歯科健康診査事業、介護予防・日常生活支援総合事業 など

新規

課題③ 生活上の困難な状況を解消するための取組促進

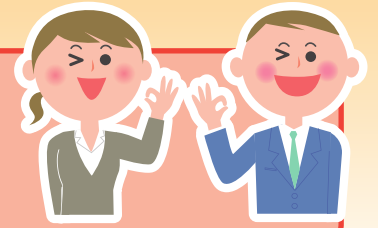
施策の方向①

新規

自立と安定した暮らしに向けた環境整備

ひとり親や高齢者、障害者など、日常生活の上で困難な局面に立たされる人々に対して、様々な視点から必要とされる支援を行うなど、自立と安定した暮らしに向けた環境整備に取り組みます。

《計画事業》 育児支援訪問事業、重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業、介護予防・日常生活支援総合事業 など



あらゆる暴力を未然に防ぎ、被害者を早期に発見して安全確保と自立支援に取り組むとともに、多様な性・生き方を認める人権が尊重される社会の実現を目指します。

課題① あらゆる暴力の根絶

施策の方向①

葛飾区配偶者暴力防止計画

配偶者暴力の未然防止と早期発見の取組

配偶者や交際相手からの暴力は、犯罪となる重大な人権侵害であることを、様々な機会を捉えて発信します。家庭・地域などの場における、暴力の早期発見に取り組みます。

《計画事業》 女性に対する暴力をなくす運動の推進、若年層に向けた啓発、子どもとその家庭に関するさまざまな相談 など

施策の方向②

葛飾区配偶者暴力防止計画

相談体制の充実

配偶者暴力に関する相談窓口の周知や、相談事業の実施により、被害者が必要としている情報や支援の提供につなげます。

《計画事業》 配偶者暴力相談支援センター事業の取組、女性に対する暴力相談（DV相談）、子どもとその家庭に関するさまざまな相談 など

施策の方向③

葛飾区配偶者暴力防止計画

被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組

被害者本人やその家族が安全に暮らせるための支援を行うとともに、自立に向けた支援を行います。

《計画事業》 DV関係機関との連携会議の運営、女性相談、ひとり親家庭相談 など

施策の方向④

性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた取組

講座などを通じて、性暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行います。

《計画事業》 さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会、人権啓発紙による啓発、ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営

施策の方向⑤

メディアにおける男女の人権尊重とメディア・リテラシーの向上

人権尊重や男女平等の視点から、一人ひとりがメディアからの情報を正しく選択・活用できる能力を身に付けられるよう、メディア・リテラシーのさらなる向上を図ります。

《計画事業》 メディア・リテラシー向上に向けた講座、情報教育の推進（情報教育担当職員研修）など

新規 課題② 多様性の尊重

施策の方向①

新規

多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり

講座の開催や啓発物の作成を通して、多様な性、多様な生き方を認める意識づくりに努めます。

《計画事業》 多様性に関する講座・講演会等、LGBT 啓発物の作成



男女平等・男女共同参画の実現に向けた 推進体制

推進体制の強化に向け、男女平等推進センター機能を充実させ、区民や民間団体等との連携に取り組むと同時に、国や都とも連携を図ります。

課題① 推進体制の強化に向けた取組

施策の方向①

男女平等推進センター機能の充実

男女平等推進センターの周知を積極的に行い、葛飾区における男女平等の推進拠点としての区民の利用促進に努めます。

《計画事業》 男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信、男女平等に関する書籍等の収集・提供 など

施策の方向②

重点

区・区民・民間団体間の連携・協働

区民や民間団体等との連携を通じて、男女平等事業をよりいっそう推進します。

《計画事業》 「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表、男女平等推進審議会、パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）など

課題② 国・東京都との連携

国、都とも連携を強化し、問題の解決に向けて取り組んでいきます。

計画事業一覧

目標1 男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します

事業番号	事業名	所管課
1	学校での人権教育の推進	指導室
2	学校における男女平等にかかわる適正な指導	指導室
3	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	指導室
4	人権教育に関する研修等	指導室
5	男女平等教育を進めるための教員研修	指導室 人権推進課
6	男女平等保育を進めるための保育士研修	保育管理課 人権推進課
7	男女共同参画週間に向けた取組	人権推進課
8	男女平等に関する講座・講演会	人権推進課
9	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	人権推進課
10	パルフェスタ（男女平等推進センターまつり）	人権推進課
11	啓発物等の発行	人権推進課
12	かつしか区民大学	生涯学習課
13	職員を対象とした男女平等・人権研修	人材育成課
14	男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発	人権推進課
15	男性向け冊子の作成 新規	人権推進課

事業番号	事業名	所管課
16	ハローベビー教室・パパママ学級（母親学級）	子ども家庭支援課
17	育児学級（2か月児・5か月児） 新規	子ども家庭支援課
18	葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	人事課
19	審議会等への女性の積極的な登用	関係各課
20	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	人権推進課
21	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	人権推進課
22	区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり	人材育成課
23	葛飾区女性職員活躍推進計画 第一期（特定事業主行動計画）に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進 新規	人事課
24	高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ	高齢者支援課
25	企画講座（地域団体向け）	人権推進課
26	家庭教育応援制度	地域教育課
27	防災に関わる講座 新規	防災課 人権推進課

目標2 すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します

事業番号	事業名	所管課
28	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	人権推進課
29	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	人権推進課
30	葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課
31	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	人権推進課
32	企業向けセミナー	人権推進課
33	事業所向け情報誌の発行	人権推進課
34	再就職講座	人権推進課
35	女性のためのしごと相談	人権推進課
36	キャリアアップ支援講座（勤労者資格取得等講座事業）	産業経済課
37	女性の就業・創業支援事業	産業経済課
38	保育園等の多様な保育サービスの充実	育成課・子育て支援課
39	学童保育クラブ事業の充実	子育て支援課
40	ファミリー・サポート・センター事業	育成課
41	ショートステイ・トワイライトステイ事業	子ども家庭支援課
42	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	福祉管理課（社会福祉協議会）
43	しあわせサービス事業	福祉管理課（社会福祉協議会）

事業番号	事業名	所管課
44	在宅高齢者福祉サービス	高齢者支援課
45	葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期（特定事業主行動計画）に基づく仕事と子育ての両立のための環境整備	人事課
46	「性と生殖に関する健康と権利」事業	人権推進課
47	エイズ・性感染症対策の充実	保健予防課
48	母子健康手帳の交付（10代への支援） 新規	子ども家庭支援課
49	妊娠・出産どうしようコール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～ 新規	子ども家庭支援課
50	乳がん検診	健康づくり課
51	子宮がん検診	健康づくり課
52	子宮頸がん予防ワクチン接種	健康づくり課
53	前立腺がん検診	健康づくり課
54	子育てママの健康チェック（母親健診）	健康づくり課
55	妊婦健康診査事業	子ども家庭支援課
56	特定健康診査 新規	国保年金課
57	葛飾区基本健康診査	健康づくり課
58	特定不妊治療費助成事業	子ども家庭支援課
59	20歳代・30歳代健康診査	健康づくり課
60	親と子のこころの相談室	子ども家庭支援課
61	妊婦歯科健康診査事業 新規	健康づくり課

事業番号	事業名	所管課
62	介護予防・日常生活支援総合事業 新規	高齢者支援課
63	育児支援訪問事業 新規	子ども家庭支援課
64	ひとり親家庭自立支援事業	子育て支援課
65	ひとり親家庭相談	子育て支援課

事業番号	事業名	所管課
66	重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業 新規	障害福祉課
67	障害者の日中活動の支援	障害福祉課
68	障害者就労支援事業	障害福祉課
69	都営住宅優遇抽選の情報提供	住環境整備課

目標 3 人権が尊重される社会づくりに取り組みます

事業番号	事業名	所管課
70	女性に対する暴力をなくす運動の推進	人権推進課
71	若年層に向けた啓発	人権推進課
72	子どもとその家庭に関するさまざまな相談 新規	子ども家庭支援課
73	要保護児童対策地域協議会	子ども家庭支援課
74	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者支援課
75	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	人権推進課
76	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	人権推進課
77	女性に対する暴力相談（DV相談）	人権推進課
78	女性相談	東西生活課
79	外国人生活相談	文化国際課
80	住民基本台帳事務における支援措置	戸籍住民課
81	高齢者虐待防止事業	高齢者支援課

事業番号	事業名	所管課
82	DV 関係機関との連携会議の運営	人権推進課
83	窓口職員等研修	人権推進課
84	被害者情報の適切な取り扱い	関係各課
85	さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会	人権推進課
86	人権啓発紙による啓発	人権推進課
87	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	人事課
88	メディア・リテラシー向上に向けた講座	人権推進課
89	情報教育の推進（情報教育担当職員研修）	指導室
90	地域における有害広告物・不健全図書 の自動販売機の追放活動への支援	地域教育課
91	多様性に関する講座・講演会等 新規	人権推進課
92	LGBT 啓発物の作成 新規	人権推進課

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

事業番号	事業名	所管課
93	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	人権推進課
94	男女平等に関する書籍等の収集・提供	人権推進課
95	各種相談事業	人権推進課
96	相談事業における一時保育	人権推進課
97	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	人権推進課

事業番号	事業名	所管課
98	男女平等推進本部	人権推進課
99	男女平等推進審議会	人権推進課
100	男女平等苦情調整委員会	人権推進課
101	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	人権推進課

葛飾区男女平等推進計画（第5次） 概要版

平成 29 年 3 月

発行：葛飾区 総務部 人権推進課

〒124-0012 葛飾区立石五丁目 27 番 1 号 ウィメンズパル内

TEL 03 (5698) 2211 (直通) **FAX** 03 (5698) 2315